

平成19年9月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第1444号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年7月17日

判 決

広島市

原 告

広島市

原 告

上記兩名訴訟代理人弁護士 板 根 富 規

同 青 木 貴 央

熊本市南坪井町4番12号

被 告 アサヒカード株式会社

同代表者代表取締役 藤 本 祐 介

主 文

- 1 被告は、原告 に対し、270万2256円及びうち80万円に対する平成18年11月15日から、うち151万3817円に対する平成19年4月21日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 に対し、357万1576円及びうち80万円に対する平成18年11月15日から、うち263万4743円に対する平成19年4月21日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求を、いずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを20分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、原告ら勝訴部分に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告 〇〇〇〇 に対し、340万2256円及びうち150万円に対する平成18年11月15日から、うち181万3817円に対する平成19年4月21日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 〇〇〇〇 に対し、427万1576円及びうち150万円に対する平成18年11月15日から、うち263万4743円に対する平成19年4月21日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、消費者金融業を営む株式会社アサヒ（以下「訴外会社」という。）から継続して金員を借りていた原告らが、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生していたところ、訴外会社は、原告らから取引履歴の開示を求めたが拒絶した、また、訴外会社は民法704条前段の悪意の受益者であるところ、訴外会社と被告とが法人格否認又は債務引受により同一の責任を負うとして、取引履歴開示不当拒絶による慰謝料、弁護士費用、これらに対する不法行為の後であることが明らかな訴状送達日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金と、過払いによる不当利得返還、不当利得金に対する発生日からの民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めたものである。以下、過払いによる不当利得返還請求権を「過払金債権」という。

1 争いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いがないか、末尾掲記の書証及び弁論の全趣旨により、明らかに認められる。

(1) 当事者など

ア 訴外会社は、日賦貸金業等を目的とする株式会社（平成13年4月4日の組織変更までは「有限会社アサヒ」であった。）であり、以前から、貸金業登録をした上、利息制限法を超える金利で貸金業を営んでいた。

（甲3ないし5）

イ 原告 (以下「原告 」という。)は、平成12年ころから、訴外会社から金員を借り受けては、その返済を続けていた。原告 は、過去に、飲食店を経営していた。

ウ 原告 (以下「原告 」という。)は、平成13年ころから、訴外会社から金員を借り受けては、その返済を続けていた。原告 は、当時から現在まで、飲食店を経営している。

エ 被告は、貸金業を目的とする株式会社である。なお、平成14年8月15日に現商号に変更したが、それまでは株式会社アトラスという商号であり、同日、本店所在地及び会社の目的も変更して、現在に至っている。

(2) 原告らとの取引経過

原告らは、訴外会社との間で、別紙各借入金欄のとおり金員を借り受けたり、別紙各返済金欄のとおり金員を支払ったりした。

なお、訴外会社は、後記のとおり原告らの取引履歴を開示しなかったもので、上記経過内容の多くは、原告らの推定計算に基づくものである。とはいえ、被告は、原告らの主張する上記経過内容に対して認否しないので、これを自白したものとみなす。

(3) 取引履歴の開示拒否等

ア 原告 は、平成18年5月31日、原告ら訴訟代理人弁護士に債務整理に関する一切の権限を委ね、同弁護士は、同日ころ、訴外会社との取引履歴の開示を求めた。しかし、訴外会社は、これに応じなかった。

イ 原告 は、平成18年5月25日、原告ら訴訟代理人弁護士に債務整理に関する一切の権限を委ね、同弁護士は、同日ころ、訴外会社との取引履歴の開示を求めた。しかし、訴外会社は、これに応じなかった。

ウ 訴外会社は、平成18年5月26日又は同年6月5日、原告らは残債務があるが任意には支払わないとして、保証会社である株式会社オーエムシーから代位弁済を受けた。

(4) 訴外会社と被告との関係

ア 訴外会社代表者は、藤本祐二で、その住所は熊本市内坪井町8番27号である。被告代表者は、藤本祐介で、その住所は前同様である。藤本祐介は、藤本祐二の子であるが、藤本祐二は刑事事件で罰金刑を受けたことがあって、同人が代表者のままでは3年に1度の貸金業者登録の上で不都合であったことから、藤本祐介を被告代表者としたものである。なお、藤本祐介は、訴外会社の取締役であったこともある。また、藤本江美子は、藤本祐二の妻・藤本祐介の母であるが、被告の取締役であり、訴外会社の取締役であったこともある。

なお、藤本祐二らは、保証会社である前記株式会社オーエムシーの代表者とも親戚になる。

イ 被告の店舗は、名古屋支店を除いて、訴外会社と同一である。広島支店においては、平成18年8月初めころ、看板だけが取り替えられており、建物の中も従業員も、訴外会社のころと同一であった。もともと、広島支店の建物賃貸借契約は、被告において、貸主との間で新たに締結し直した。訴外会社の動産類は、すべて被告に譲渡された。また、訴外会社の従業員については、いったん退職したものとされ、被告において再雇用した。

(乙1)

ウ 訴外会社は、平成18年8月4日、被告に対し、広島支店の顧客に対する債権（延滞日数が8日以上のもの、調停、破産、弁護士介入、司法書士介入にかかるものを除く。）を全て被告に譲渡し、譲渡通知を行った。譲渡代金は、元金総額の8割であった。また、訴外会社は、被告に対し、顧客の取引履歴を全て引き渡した。また、広島支店においては、顧客に対し、「今日から名前が変わりましたから契約書をやり替えます。」と説明して、新しい契約書を作成していた。

(甲1. 2, 乙2)

(5) 原告らは、原告ら代理人弁護士に委任して、本訴を提起追行している。訴状は、平成18年11月15日、被告に送達された。

それに先立ち、原告ら訴訟代理人弁護士は、日掛け金融業者に対する類似の訴訟で保証料をみなし利息とする裁判所の判断を得ていたので、原告らは、日掛け金融業者に対する8月8日一斉提訴の活動に呼応して、原告ら訴訟代理人弁護士に委任し、平成18年8月8日、訴外会社に対し、本件同様の訴訟を提起した。しかし、その直後に、訴外会社が本店を熊本市から松山市に移転し、同所に訴状を送達しても送達が不能となったため、当該訴えを取り下げ、本訴を提起するに至った。

(甲4, 7)

2 争点

(1) 債務引受け

(原告らの主張)

被告は、平成18年8月ころ、訴外会社から、債権債務一切を承継した。

(被告の主張)

被告が債権譲渡を受けたことは認めるが、債務は承継していない。

(2) 法人格否認

(原告らの主張)

以下の各事実は、訴外会社と被告とが同一の実体であることを基礎づけるものであり、被告が両者が別であることを主張することは、権利の濫用である。

ア 訴外会社と被告とでは、代表者も親子であり、目的も共通している。

イ 訴外会社と被告とでは、店舗の場所、従業員等もほぼ同じである。例えば、広島支店では看板を替えたただけであって、建物の中身や従業員は同じであり、従業員も顧客に対し、会社の名称が替わっただけであるなどと説明していた。

ウ 顧客に対する債権について、訴外会社から被告に債権譲渡されたとするが、被告が対価を支払ったかどうかについては判然としない。

エ 債権譲渡や看板が替わった時期は、集団提訴の一環として原告らが被告を訴えることが予想された時期と相前後しており、被告は、訴外会社に対して法的措置がとられるのを断念させるため、あえてこのようなことをしたものである。

(被告の主張)

以下の各事実は、訴外会社と被告とが別であることを基礎づけるものである。法人格否認や権利濫用の点は争う。

ア 訴外会社と被告とで代表者が親子であることは認めるが、藤本祐二が罰金刑を受けた関係で、藤本祐介を被告代表者としたものである。

イ 訴外会社と被告との店舗の場所の関係は、名古屋支店については異なっている。他の支店についても、賃貸借契約を改めて締結しているし、レイアウトを変え、ポスターも新しくしている。動産は、訴外会社から譲渡されたものであり、従業員については、改めて雇用契約を締結している。

ウ 顧客に対する債権については、訴外会社から被告に債権譲渡され、債権額の8割相当の対価を支払っている。

エ 訴外会社から被告への債権譲渡等の目的については、否認する。被告には、訴外会社への法的措置を断念させる目的はなかった。

(3) 取引履歴不開示による損害

(原告らの主張)

ア 訴外会社は、原告らに対し取引履歴を開示すべきところ、原告らは、被告の取引履歴不当拒絶により、いずれも精神的苦痛を受けた。これを慰謝するには、各130万円をもって相当とする。

イ また、原告らは、原告ら訴訟代理人弁護士に委任して、本訴を提起せざるを得なかった。原告らの弁護士費用相当の損害金としては、各20万円

をもって相当とする。

(被告の主張)

訴外会社は、保証会社である株式会社オーエムシーから代位弁済を受けたので、債権者ではなくなり、原告に対する取引履歴開示義務は消滅した。

損害額については、いずれも争う。

(4) 過払金債権及び利息の額

(原告らの主張)

ア 保証料もみなし利息であるから、別紙の各取引経過からすると、原告らの過払金債権は、別紙各残元金欄のとおり発生している。

イ 訴外会社は、貸金業の登録業者であり、利息制限法違反の高利を取得していたことからすると、もとより悪意の受益者といえる。年5分の割合で発生した利息を合計すると、別紙各未払過払利息欄のとおりとなる。

(被告の主張)

保証料は保証会社に支払ったものであり、利息でない。また、訴外会社は、悪意の受益者ではない。

第3 争点に対する判断

1 当裁判所は、以下に述べるとおり、争点(1)、(2)は選択的主張であるところ、争点(2)について原告らの主張が認められると判断し、争点(3)については一部、争点(4)についてはすべて、原告らの主張が認められると判断した。

2 争点(2)について

前記認定の事実からすると、訴外会社と被告とは、商号、会社の目的の一部、本店所在地を異にし、また、被告の設立時期も平成14年に遡るから、両者は別法人であり、被告が形骸化した法人であるとまではいえない。しかし、両者の代表者は、同居の親子の関係にあり、かつ、被告の経営権を訴外会社代表者が掌握していることが窺われること（藤本祐二が罰金刑を受けていなければ被告代表者となっていた可能性がある。）、証拠（甲4、6）及び弁論の全趣旨

によると、訴外会社の代表者であった福永清美の住所地に被告の本店があった時期もあり、共通する役員もいたこと、貸金業という目的は同じであることからすると、訴外会社と被告とは、相当密接な関係にあるといえる。加えて、平成18年8月には、被告及び訴外会社が一斉提訴の動きを知っていたかは不明であるものの、原告ら訴訟代理人による取引履歴開示の求めを拒否していることからみて、訴訟提起は予想されていたはずであること、賃貸借契約や雇用契約を締結し直し、また、包括的に債権譲渡をしたといっても、訴外会社と被告とで店舗や従業員には大差がない状態で営業していること等からみて、訴外会社は、被告を、過払金債権等の支払を免脱する不法な目的のため、利用しているものと認めるのが相当である。

したがって、原告らは、正義・公平の理念に照らし、被告に対しても、訴外会社の債務について、責任を追及できると解される。

3 争点(3)について

- (1) 被告は、訴外会社は原告らの残債務について保証会社から代位弁済を受けており、保証会社が訴外会社に代わって債権者の地位を承継しているから、訴外会社はもはや取引履歴開示義務を負わないと主張する。しかし、そもそも、貸金業法の定める帳簿類の保存義務は、個別の貸金業者に対し、営業所又は事務所毎に課されているものであるから、包括的に営業譲渡された場合等とはともかく、個別に代位弁済を受けたからといって、取引履歴開示義務まで移転するとは解されない。取引履歴開示義務を負うのは、依然として訴外会社というべきである。

そして、訴外会社は、原告からの開示請求をいずれも拒んでいるが、これは、原告らの過払金債権行使を困難にさせる等、信義則に照らし不当なものといえる。これにより、原告らは、いずれも精神的苦痛を受けたものと認められる。

このような原告らの精神的苦痛を慰謝するには、各70万円を相当と認め

る。

- (2) また、前記慰謝料額や、これまでに認定の訴外会社及び被告の原告らに対する対応等を勘案すると、被告が負担すべき弁護士費用相当額としては、各10万円と認める。

4 争点(4)について

貸金業者は、経費の外、貸倒れの危険をも勘案して、利息を取得しているものである。しかし、保証会社に支払う保証料は、貸倒れの危険を他に転嫁するものであって、基本的には貸金業者が負担するのが相当である。いくら保証料の最終的な支払先が訴外会社でないとしても、なお、利息とみなすことの妨げにはならない。そうすると、原告ら主張の計算方法により、原告らが過払金債権を有するものと認めることができる。

また、訴外会社は貸金業者であり、利息制限法を超える利息を業として取得していたこと、債務者が支払を怠ったときは期限の利益を失うなどとの約定があったのではないかと推認されること等からみて、過払金債権が発生すれば直ちに年5分の割合による利息も発生すると解される。

よって、原告 〇〇 の関係では、過払金債権が181万3817円及びこれに対する平成19年4月20日までの利息が8万8439円となるものと認められる。また、原告 〇〇 の関係では、過払金債権が263万4743円及びこれに対する平成19年4月20日までの利息が13万6833円となるものと認められる。この外、各過払金債権に対する同月21日から支払済みまで年5分の割合による利息も認められる。

5 結語

以上によれば、原告らの請求には、主文掲記の限度で理由がある。

広島地方裁判所民事第三部

裁判官 福田 修久

別紙 計算書33枚 省略

これは正本である

平成19年9月11日

広島地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 石田

